**平成３１年度　小・中学校等学校支援計画**

隠岐教育事務所

**１　目　的**

学習指導要領、第２期しまね教育ビジョン21、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を通して学校の教育活動を支援する。

**２　助言・指導を行う事項**

（１）学校運営の改善、評価等に関すること

（２）教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること

（３）県教育委員会の指導方針等の周知に関すること

（４）学校における教育上の課題及び実態把握に関すること

（５）学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること

（６）その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

**３　種　類**

**Ⅰ　担当者への支援**

目的：研究、生徒指導等、組織的な取組の推進役を担う担当者への支援を通して、各学校の教育活動やＯＪＴの充実に資する。

Ａ　学力育成に係る担当者への支援（研究主任等）

Ｂ　生徒指導に係る担当者への支援（生徒指導主事・主任等）

Ｃ　特別支援教育に係る担当者への支援（特支コーディ・特支学級担任等）

**Ⅱ　学校・教育団体等への支援**

　目的：学校・教育団体等の申請に基づき、教科等及び特定の教育分野（生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育等）における指導力の向上及び研究発表会、指定校事業等に係る支援を行い、学校・教育団体等の取組の推進・充実に資する。

Ｄ　授業づくり等に係る支援
　　　　① 研究授業等に向けた事前支援

　　　・授業計画作成への支援、指導案検討等

　　② 研究授業等における助言・指導等

　　　・各学校の研究授業等への支援
　　　　　・教育研究団体の研究授業等への支援

　　　・各町村による研修会等への協力

**４　内容と留意事項**

**Ⅰ　担当者への支援**

|  |
| --- |
| Ａ　学力育成に係る担当者への支援 |
| 目　的 | 　各校の研究主任等との連携・情報交換等を通し、自校における校内研究やＯＪＴの推進を支援する。 |
| 方　法 | ① 研究主任会の開催（教育事務所が計画）* 放課後の時間帯で連絡会を行い、研究主任の業務に係る情報交換や個別支援を行う。（各校の計画や進捗状況、研究の進め方等についての情報交換や、相互アドバイスを行い、自校で取り組む内容について確認する。また、研究主任が相談できる窓口を確認する。）
* 島前、島後それぞれ校種別に、年２回実施する。

② 各学校の要望に応じて研究主任等を支援する。 |
| 備　考 | ・上記①について　会場　　島前地区：島前集合庁舎　　島後地区：隠岐合同庁舎　期日　　第１回　島前地区：５/１５　島後地区：５/１４　　　　　第２回　夏期休業中　原則として教育事務所の学力担当指導主事と派遣指導主事が担当する。・上記②を希望する場合は、P4のⅡ-Dを参考にし【別紙①】で申し込む。 |

|  |
| --- |
| Ｂ　生徒指導に係る担当者への支援 |
| 目　的 | 　学校の取組を聞き取るとともに、授業参観等を通して児童生徒の状況を把握し、生徒指導の推進・充実に資する指導・助言を行う。 |
| 方　法 | 1. 学校訪問（教育事務所が計画）

・１学期中に１回実施する。それ以降は各校の要望により、その都度日程を調整して実施する。・授業参観（指導案等は不要）を行う。・生徒指導主任主事及び担任等との面談（1時間程度）を行う。1. 校内研修等への参加

・各学校の要望に応じて実施する。 |
| 備　考 | ・上記①について時間設定等は【別紙②】を基に、各校の生徒指導主任・主事と協議の上、決定する。原則として、生徒指導担当指導主事と派遣指導主事が担当する。・上記②を希望する場合は、【別紙②】を基に、各校及び各教育団体の担当者と指導主事とで日程を調整する。確定後は、別紙申請書【様式１】により教育事務所まで申請する。 |

|  |
| --- |
| Ｃ　特別支援教育に係る担当者への支援 |

Ｃ-1：計画訪問

|  |  |
| --- | --- |
| 目　的 | 特別支援教育に係る実態や要望を把握し、特別支援教育の推進・充実に資する指導・助言を行う。 |
| 回　数 | 原則としてすべての学校で年２回行う。必要に応じて追加で実施することもできる。 |
| 内　容 | ①特別支援学級の授業参観　原則として「合わせた指導」か「自立活動」②通常の学級の授業参観特別な教育的支援の必要な児童生徒の様子③特別支援学級担任・通級担当との面談（１時間程度）④特別支援教育コーディネーターとの面談（１時間程度） |
| 備　考 | ・時間設定等は、【別紙③】を基に各校の特別支援教育コーディネーターとの協議の上決定する。・個別の教育支援計画又は個別の指導計画の提示ができるように作成しておく。（作成途中であれば昨年度のものも可）・特別支援学級を新設した学校や新任の特別支援学級の担任がいる学校には、年度初めに別途訪問する。・原則として、特別支援教育担当指導主事と派遣指導主事が担当する。・下記Ｃ－２授業研究協議指定対象校については、２学期の計画訪問をこれに兼ねてもよい。 |

Ｃ-２：授業研究協議

|  |  |
| --- | --- |
| 目　的 | 新学習指導要領にそった教育課程、自立活動等について周知を図り、特別支援教育の推進・充実に資する。 |
| 対　象 | 平成３１年度指定校（下記別表参照）及び希望する学校 |
| 回　数 | 原則として２学期中に１回　　 |
| 内　容 | ①授業公開及び授業研究協議　通常の学級、特別支援学級（原則として「合わせた指導」か「自立活動」）、通級指導教室（巡回指導も含む）のいずれか。 |
| 備　考 | ・時間設定等は、【別紙③（２学期用）】を基に各校の特別支援教育コーディネーターと協議の上決定する。・近隣の学校（島後、島前同一地区）の特別支援教育担当の参加をよびかけることもできる。・校内研修として、情報提供を行うことも可。・希望があれば、Ｈ30年度校・Ｈ32年度校も実施可能。**（別表）**

|  |  |
| --- | --- |
| **Ｈ30年度校** | 都万小　五箇小　福井小　西郷中　都万中　海士中 |
| **Ｈ31年度校** | 西郷小　北小　有木小　西ノ島小　西郷南中　五箇中 |
| **Ｈ32年度校** | 磯小　中条小　海士小　知夫小中　西ノ島中　 |

 |

※特別支援教育支援専任教員は、必要に応じ、上記とは別途相談・訪問等を行います。

**Ⅱ　学校・教育団体等への支援**

|  |
| --- |
| Ｄ　授業づくり等に係る支援 |
| 目　的 | ・授業づくりの事前協議や学校訪問を通し、各学校の授業改善、学力育成、校内研究等の推進に係る主体的な取組を支援する。・教育研究団体との連携を通し、教科等の指導力向上や教育研究の推進・充実のための取組を支援する。 |
| 対　象 | ・希望する学校・希望する教育研究団体（隠岐教研の教科部会や専門部会、町村学力育成委員会等） |
| 備　考 | ・要請に応じた内容・回数で行う。・希望する場合は、【別紙①】を基に、各校及び各教育団体の担当者と指導主事とで日程を調整する。確定後は、別紙申請書【様式１】により教育事務所まで申請する。・必要に応じて、可能な範囲で教育センター及び本庁各課の指導主事の協　力を得る。 |

＜支援の具体例＞

① 授業づくり支援

　・研究計画、単元・授業構想、指導案作成に係る助言・指導

　・事後の取組に係る助言・指導

　・普段の授業に係る助言・指導　等

② 授業研究支援

　・研究授業、授業研究に係る助言・指導

　・研究発表会、指定事業等の学校の実態や要望に応じた助言・指導

③ 研修支援

　・校内研修の企画、実施に関する助言・指導

　・各種研修会における助言・指導

④ 若手教員支援

　・講師及び経験年数の浅い教諭の授業力向上に関する助言・指導

⑤ フォローアップ研修対象者・経験者（６年目・中堅教職員）研修対象者支援

　・課題研究に係る助言・指導

　・指導案作成に係る助言・指導

　・研究授業、授業研究に係る助言・指導

**５　指導主事の担当等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導主事（企画幹） | 渡部　正嗣 | 学校運営　外国語活動・外国語科　　図工・美術科　等 |
| 指導主事 | 森　美雪 | 初任者研修　経験者研修　学校図書館教育　道徳教育理科　音楽科　生活科　保健・体育科　技術･家庭科　等　 |
| 指導主事 | 奥谷　雅也 | 特別支援教育　福祉教育　幼児教育　等 |
| 指導主事 | 新谷　慎太郎 | 生徒指導　キャリア教育　人権・同和教育　健康教育　算数・数学科　特別活動　等 |
| 派遣指導主事 | 仲山　幸浩 | 学校教育全般（隠岐の島町教育委員会）算数・数学科　 |
| 派遣指導主事 | 濱　純平 | 学校教育全般（海士町教育委員会）社会科　総合的な学習の時間　　　　　　 |
| 派遣指導主事 | 塚本　潔 | 学校教育全般（西ノ島町教育委員会）算数・数学科　 |
| 派遣指導主事 | 福山　弘子 | 学校教育全般（知夫村教育委員会）　へき地・複式教育　国語科　　　　　　 |

※他教育事務所、教育センター及び教育指導課の指導主事等による支援も要望に応じて行う。

**６　その他**

〇初任者研修に係る学校訪問指導は、島根県初任者研修実施要項（青表紙本）に基づき別途実施する。

○養護教諭・栄養教諭等への支援も対応も可能です。必要に応じて、教育センターや本庁と連携して支援します。申請書は必要ありませんので、個別にお問い合わせください。